



JCNE・NPOセミナー 「ガバナンスの考え方」 ～監事と理事・職員の関係～

2022年2月9日（水）10：00～11：00



非営利組織評価センター

**JAPAN CENTER for
NPO EVALUATION**



■ 趣旨説明

非営利組織のガバナンスについて、オンラインで気軽に学び、質問・相談できる場として、2021年4月よりJCNE・NPOセミナー「ガバナンスの考え方」を毎月第2水曜日10時は、ガバナンスを考える日として開催

ガバナンスの基本の権限の分配や非営利組織の三役とその関係、ガバナンス構造などについて解説いたします。



本日のスケジュール

10:00 オープニング

- ・趣旨説明
- ・本日の流れ

10:05 ミニ講座 ～監事と理事・職員の関係～

講師：太田達男（当センター 理事長）

10:35 質疑応答&相談タイム

- ・講座の内容に基づく質疑応答やご相談
- ・お申込み時にいただいたご質問の回答
- ・参加者のみなさんで事例のシェア

10:55 クロージング

11:00 終了



■ 講師 太田 達男

(一財)非営利組織評価センター 理事長
(公財)公益法人協会 前理事長 現会長
(公財)成年後見センター・リーガルサポート 理事
(公財)日本フィランソロピー協会 理事
(公財)渋沢栄一記念財団 監事
(公社)日本アイソトープ協会 監事



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。



2022/2/9



JCNE・NPOセミナー
—ガバナンスの考え方—
第11回

監事と理事・職員の関係

一般財団法人非営利組織評価センター
理事長 太田達男

監事の役割

監事は、受益者の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、組織の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な組織統治体制を確立する義務を負っている

CF 監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会制定）2条1項
監査役は「株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する義務を負っている」



監事の役割

一般法人の場合

JCNE・NPOセミナー第5回 P.3再掲

- ・金融機関の残高証明書を監事に送付
- ・内部監査・検査の活用



一般法人における監事と理事等の関係

- ・監事は理事・使用人、他の監事及び子法人の理事、取締役、監査役等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境整備に努めなければならない。理事は監事の職務執行に必要な体制整備に留意しなければならない
- ・前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。(一般法人法規則第16条要約)



理事・理事会の責務

理事会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を整備しなければならない

(一般法人法90条4項5号)

法務省令で定める体制とは (11のうち実に7つが監事関連)

- ⑤監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ⑥前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
 - ⑦監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑧理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - ⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (一般法人法施行規則14条5号～11号)

[参考]

①理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制②損失の危険の管理に関する規程その他の体制③理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制





監事の選任に関する監事の同意等

- ◇監事の選任に関する議案は監事の同意が必要
- ◇監事は理事に対し監事選任を社員総会の目的とすることまたは監事選任議案を社員総会に提出することが請求できる
(一般法人法 第七十二条 要旨)





■ ベーシックガバナンスチェック

ベーシック評価基準23項目

セルフチェック・書面評価（第三者評価）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

■ グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

アドバンス評価基準27項目

書面評価・訪問評価

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/



アンケートご回答のお願い

<https://forms.gle/8oQpdeWrXf6sgNxU9>

※次回、開催の参考にするため、ご協力をお願いいたします。

(一財) 非営利組織評価センター

E-mail : office@jcne.or.jp

※メールにてお問い合わせください。

